

○家庭的保育事業等 認可事項変更届出書（小規模保育事業所・事業所内保育事業所）
添付書類・届出期限一覧

届出先：加古川市

提出部数：1部

	変更事項	添付書類	根拠法令	手続すべき時期
事前手続	①定員の変更	1 平面図、配置図 2 各室別面積表 3 屋外遊戯場の求積図 4 変更後の定員に対する職員の体制 5 変更前の運営規程 6 変更後の運営規程 7 変更事項に係る議事録の写し	児童福祉法施行規則 第36条の36第4項	あらかじめ 変更予定日までに
	②建物その他設備の規模及び構造並びにその図面の変更	1 平面図、立面図、配置図、付近見取図 2 各室別面積表 3 土地、屋外遊戯場の求積図 4 土地、建物の登記簿謄本 5 賃貸借契約書（自己所有でない場合） 6 収支予算書 7 借入金の償還計画（借入がある場合） 8 変更事項に係る議事録の写し	児童福祉法施行規則 第36条の36第4項	あらかじめ 変更予定日までに
	③事業の運営の重要事項（運営規程）の変更	1 変更前の運営規程 2 変更後の運営規程 3 変更事項に係る議事録の写し	児童福祉法施行規則 第36条の36第4項	あらかじめ 変更予定日までに
	④経営の責任者（法人の代表者）の変更	1 新たな責任者の経歴書 2 変更事項に係る議事録の写し	児童福祉法施行規則 第36条の36第4項	あらかじめ 変更予定日までに
	⑤福祉の実務に当たる幹部職員（施設長）の変更	1 新たな施設長の経歴書 2 新たな施設長の資格証明書 3 新たな施設長の辞令 4 新たな施設長の勤務証明書 5 変更事項に係る議事録の写し	児童福祉法施行規則 第36条の36第4項	あらかじめ 変更予定日までに
事後手続	⑥事業所の名称、種類の変更	1 法人定款（寄附行為）その他規約 2 変更事項に係る議事録の写し	児童福祉法施行規則 第36条の36第3項	変更があった日から 起算して1月以内
	⑦事業所の所在地（地番）の変更	1 新たな地番が確認できる書類（土地、建物の登記簿謄本 など） 2 変更事項に係る議事録の写し	児童福祉法施行規則 第36条の36第3項	変更があった日から 起算して1月以内
	⑧設置者の名称、所在地及び登記事項等の変更	1 法人登記事項証明 2 変更前の運営規程 3 変更後の運営規程 4 法人定款（寄附行為）その他規約 5 変更事項に係る議事録の写し	児童福祉法施行規則 第36条の36第3項	変更があった日から 起算して1月以内